

財務省告示第四百四十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十九年三月二十六日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年四月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第六十三 回）
二	発行の根拠 法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十 一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け
五	発行額	額面金額で四千五百五十億円
六	払込金額	四千百五十四億九千八百万円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行日	平成十九年三月二十六日
十	発行価格	額面金額百円につき百円十二銭
十一	利率	年一・二パーセント

十二

の経過
払込み

日本郵政公社総裁は、払込金額に
加え、次の算式により算出し
た金額を第十八号に規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{6}{365}}$$

十三

初期
利子

平成十九年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十五

償還
金限

平成二十四年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支

日本銀行

十七

払込
期日

平成十九年三月二十六日

十八

払込
期日